

議案第 37 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 12 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「なった職員」の次に「、法第 26 条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業中の職員」を、「その休職」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正による配偶者同行休業制度の導入に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に配偶者同行休業中の職員を加える必要がある。